

平成28年度

# スポーツ安全保険 改定のご案内

平成28年度スポーツ安全保険について、以下の通り改定を実施いたします。  
つきましては平成28年度のご加入に際し、内容をご確認くださいようお願いいたします。

公益財団法人スポーツ安全協会  
<引受幹事保険会社>  
東京海上日動火災保険株式会社

## ■ 加入区分、掛金に関する改定（AC区分、C区分、B区分）

- ① AC区分（子どもへのスポーツ活動の指導・審判）を廃止し、C区分またはB区分に統合  
当改定により平成27年度にAC区分で加入をされている方は、平成28年度の加入区分は年齢に応じC区分（64歳以下）またはB区分（65歳以上）での加入となります。
- ② C区分（スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判を行う大人）について64歳以下限定の加入区分に変更  
当改定により平成27年度にC区分で加入をされている方のうち65歳以上となる方は、平成28年度の加入区分はB区分となります。
- ③ B区分（スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判を行う65歳以上の者）の掛金を1,200円/人に変更

当改定により、加入区分・掛金は以下のとおりとなります。

	平成27年度			平成28年度		
	加入区分	掛金*1		加入区分	掛金*1	
子ども	A1	800円	変更なし	A1	800円	
	AW	1,450円	変更なし	AW	1,450円	
大人（高校生以上）	A2	800円	変更なし	A2	800円	
	C	1,850円	年齢条件変更 64歳以下 65歳以上	64歳以下	C	1,850円
				65歳以上	B	1,200円
	AC	1,300円	区分の廃止 64歳以下 65歳以上	64歳以下	C	1,850円
				65歳以上	B	1,200円
B (65歳以上)	1,000円	掛金の変更	B (65歳以上)	1,200円		
全年齢	D	11,000円	変更なし	D	11,000円	

\*1 掛金は1人年額です。平成28年度スポーツ安全保険の補償額等は裏面をご覧ください。

## ■ 補償内容に関する改定（全加入区分共通）

- ① 通院保険金の支払限度日数を30日限度に変更（従来90日限度）
- ② 約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害保険金の支払いについて、死亡保険金額に保険金支払割合を乗じた金額のお支払いに変更  
なお、第1級は従来どおり後遺障害保険金最高額をお支払いします。

## ■ その他

- ① 加入人数要件を4名以上に緩和（従来5名以上）
- ② ダンス、踊りはスポーツ活動として取扱っておりますが、平成28年度より「日舞」、「盆踊り」については文化活動として取扱います。「平成28年度スポーツ安全保険のあらまし」P.2各種解説④も併せてご覧ください。

# 平成28年度加入区分・掛金・補償額

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
<b>子ども</b> <small>(中学生以下 (特別支援学 校高等部の生 徒を含む。))</small>	▶スポーツ活動 ▶文化活動・ボランティア活動・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 <small>(急性心不全 脳内出血 など)</small>
	▶上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中・その往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動など）の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	葬祭費用 180万円
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
<b>大人</b> <small>(高校生以上)</small>	▶スポーツ活動 ▶スポーツ活動の指導・審判	64歳 <sup>注1</sup> 以下	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円 ※自動車事故によって賠償責任 を負った場合は、補償の対象 となりません。	突然死 <small>(急性心不全 脳内出血 など)</small>
		65歳 <sup>注1</sup> 以上	B	1,200円	600万円	900万円	1,800円		
	▶文化活動・ボランティア活動・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
<b>全年齢</b>	▶危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登はんなど)	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

注1「平成28年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の満年齢を基準とします。

上記内容は平成28年度スポーツ安全保険の改定内容を記したものです。ご加入に際しては「平成28年度スポーツ安全保険のあらまし」の「重要事項説明書」をよくお読みください。  
平成28年度スポーツ安全保険の加入受付は平成28年3月から開始する予定です。

ご不明な点はスポーツ安全協会各支部または以下までご照会ください。

**公益財団法人 スポーツ安全協会**

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階

03-5510-0022

**東京海上日動火災保険株式会社(公務第2部文教公務室)**

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

03-3515-4346